

アンティオコス一世と小アジアのギリシア都市

一一

## アンティオコス一世と小アジアのギリシア都市

田 中 穂 積

—

前二八一年、アンティオコス一世は父王セレウコス一世の死により、セレウコス王朝の王位を継承し、その王国に君臨した。セレウコス一世がディアドコイ時代を通じ、アレクサンドロス遺領の大半を「槍によつて獲得した領土」として支配していくたのに対し、その間アンティオコス一世は父の協力者として、またエウフラテス河以東の支配も委ねられ、共同統治者として活躍したのではあるが、およそ彼の立場は樹立されていった王国をいかに統治してゆくかが、与えられた課題であつたといえよう。また、セレウコス一世による王国領の拡大の過程において、まずバビロニアとその東方が征服地とされ、ついでシリアが前三〇一年に支配下におかれ、早くからオリエント専制君主の伝統に立つ王権が強化されていったことに對し、小アジアの領有はアンティオコス一世の王位繼承に至る数か月前であった。<sup>(1)</sup>このことからも、いかに小アジアを掌握するかについては、アンティオコス一世に託された問題であり、ことに

小アジア西岸領域の支配に際し、何よりもアンティオコス一世がまず当面した問題の一つは、その地域において、かつて本来、自主・独立を標榜したギリシア諸都市とアンティオコス一世の王権との関係をいかに処するかということにあつた。もちろん、それまでにセレウコス一世とアンティオコス一世は小アジアのギリシア都市、とりわけミレトスとの友好を温めていた。しかし、現実に全域ではないにしても、小アジア支配に臨んだ時、アンティオコス一世にとっては、先にアレクサンドロスはじめ、ディアドコイの諸王がエーゲ海域周辺のギリシア諸都市に対して、一方では都市の自由を尊重しつつ、他方では王権を強化していくたその政策を倣うことにおいて、彼らと等しく直面しなければならぬ様々の問題が、同様におこつてくる。

たとえば、アレクサンドロスの東征の目的は「ギリシア人の解放のために」(Diod. XVII 24, 1) 小アジアに進出したことはいうまでもないが、東征の結果、小アジアの諸都市がペルシア帝国の桎梏から解放されたことは、そこに本来あるべき自由が回復され、それを当然の権利とみなしたか、あるいはアレクサンドロスの恩恵によって、初めて都市の自由の地位が承認されたのか、という都市の立場について形式上二つの見方が、從来展開されてきたことは周知の通りである。もちろん、この論議は、小アジア諸都市が「ラス連盟（コリントス同盟）」に編入されたか、またそうでなかつたか、という事情とも合せ考えられてきた。<sup>(2)</sup>すなわち、アレクサンドロス帝国の成立において、小アジア諸都市を連盟に組入れ、ギリシア本土の諸都市と同じくアレクサンドロスの「ゲモニー」を承認させたという見方、それに対し、アレクサンドロスとその連盟軍によつて小アジア諸都市がペルシア帝国から解放された時、「ラス連盟」の目的は達せられたがゆえに、改めて連盟に組入れる必要はなかつたとする見方である。なお、後者の見解についていえば、アレクサンドロス東征以前における連盟構成のメンバーとしてのギリシア本土の諸都市と、かつてアンタルキダス条約に

基くペルシア帝国支配下の小アジア諸都市とは、その地位、立場が異なること、それに小アジア諸都市の自由とは、アレクサンドロスが征服地として処理すべき彼の権限下におかれており、さらに極言すれば、一方的な制約によつて自由が取消されることもありえ、あるいは妥協してもアレクサンドロスの至上権力の行使を受入れたうえでの自由であるとする。もちろん、旧都市と王による新設都市、またヘレスズム化された地域共同体の間に取扱いの相違が存在したか、どうかは別としても、都市の自由が取消されうるという見方には強い反論がみられる。<sup>(3)</sup> ともあれ、アレクサンドロスが王権を強化し、己が帝国の一体化を志向する時<sup>(4)</sup>、小アジアの諸都市に対しても外敵からの保護、国内治安という名目において貢納を要求し、その王権は強く、個々の事情に応じ、都市の自由について彈力性ある態度を取つたものと考えられよう。

本稿において、アレクサンドロスと小アジア諸都市の関係を詳細にたどり、それを概括的に結論づけることは別問題としたいが、アレクサンドロス帝国崩壊後、王と称し、交互に小アジア西岸を支配し、また進出してきたディアドコイも、大綱においてアレクサンドロスによる政策の踏襲を目指したであろう。しかし、割拠抗争にあげくれたディアドコイ時代、互に他を牽制し、諸都市を味方に引入れる必要上、ディアドコイと小アジア諸都市の関係は帝国の単独支配者であったアレクサンドロスの場合とは異なつた関係が現われ、やがてヘレニズム君主の小アジア諸都市に対する地位がしだいに浮彫りにされてくる。ことに、アンティゴノス・モノファタルモス以後、都市側から王に対し友好（*φιλία*）に立つ同盟（*αρματία*）、王の側から都市に対する善行（*εἰσερδία*）という、実質においては曖昧な表現がしばしば用いられるようになる。<sup>(5)</sup>

たしかに、凡そ一世紀間小アジアを支配したセレウコス王朝と小アジア諸都市の関係をもつて、アレクサンドロス

とそれら都市の関係がすべて例証されるものではなく、またその逆の場合を類推しても完全に結論づけえないであろう。したがって、以下本稿で取上げる問題は、セレウコス王朝史を検討するうえで、セレウコス王朝の対小アジア政策の実情をとらえようとする意図をもつて、まずここにアンティオコス一世と小アジア<sup>(7)</sup>に焦点をおいて考察しようとするものである。

- (4) アンクサン・ドロスのギリシア人世界に対する政策については、栗野頼之祐「C. B. III」四年カラス聯盟定期總會とアンクサン・ドロスの君主禮拜制確立の研究」(一)。(二)、史學雜誌四四編八・九號(昭和八年)一頁以下、六〇頁以下。井上智勇「アンクサン・ドロス大王と希臘世界」上・下、史林一八卷四號、一九卷一號(昭和八・九年)三八頁以下、九一頁以下。井上一「ヘレニズム時代の君主禮拜の誕生」、西洋史學一九号(一九五三年)二二頁以下。大牟田章「アンクサン・ドロス帝国の形成とギリシア世界—『追放者復帰王令』をめぐる政治的背景—」、史林四八卷六號(一九六五年)八一頁以下。
- (5) アンティゴノスの政權については、栗野頼之祐「C. B. III」一年カラス聯盟條約(碑文)の研究」(一)、史林一九卷一號(昭和九年)一頁以下。大牟田章「アンティゴノス王權の構造と政策」、西洋古典學研究一九卷(一九七一年)七八頁以下。
- (6) Diod. XIX 61, 75, 105; XX 19; OGIS 5=Welles, R. C. no. 1; OGIS 6. 井上一「前掲論文」七頁以下。大牟田章『く』リバニア初期のギリシア都市における「君主崇拜」について』歴史研究(大阪學芸大學)四号(昭和四一年)六五頁以下。OGIS 223=Welles, R. C. no. 15.
- (7) アンティオコス一世に関する文献については枚挙にいふががなこので、その基本的なものを網羅した É. Will, Histoire politique du monde hellénistique I (1966) p. 117 sqq.; H. Bengtson, Griechische Geschichte, 4 Aufl. (1969) S. 399 ff. を参照のこと。なお、この時期の小トシト諸都市について詳細な記述を頼むと D. Magic, Roman Rule in Asia Minor, 2 vols. (1950) は非常に有益である。

## II

前二一八年、セレウコス一世はコルペティオンの戦でリュシマコスを倒したことによって、小アジア西岸を支配にねこんむくなるが、それ以前にセレウコス一世ならびにその子アンティオコス一世とヘーネトスとの関係がみじたわれる。前二〇〇年〜一九九年、アリストテレスの子デモタマスの提案によるヘーネトスの都市決議は、アンティオコス一世がヘーネトスにストアを建設し、その収益をもつてアポロン神を祭るディディュマ神殿の諸費用に当てるなどを約束し

た申出にて、ミレトスはその贈物を喜んで受けることを決め、アンティオコス一世を称揚しているのである（OGIS 213）。ペウサニアスによれば、ペルシア王クセルクセスがブランキダイ（<sup>(3)</sup>イデュマ）から、メディアのエクバタナに持つていった青銅のアポロン神像を、セレウコス一世がミレトス人のためにブランキダイに送り返したといふ（Paus. I 16, 3; VIII 46, 3）。この伝えは、おそらくいま述べたようにアンティオコス一世がミレトスに対してもストア建設を申入れた頃か、あるいはそれより少し前にあたるかも知れない。

ところで、前三〇一年のイプソスの会戦によってアンティゴノス・モノファタルモスの大勢力が崩壊したあと、ミレトスとディアドコイの関係については十分に知り難いが、アンティゴノス・モノファタルモスの子デメトリオスとリュシマコスは敵対しつゝ、互にイオニア諸都市に対し接近または干渉し、デメトリオスはイオニアの諸都市を助けてリュシマコスに復讐した<sup>(4)</sup>。一方、セレウコス一世は、他のディアドコイが互に政略結婚によって勢力の安泰を<sup>(5)</sup>もつとしているのをみて、前一九九／八年には自分もデメトリオスの娘ストラトニケを娶つてゐる（Plut. Dem. 46）。この關係からして、セレウコス一世がデメトリオスを介してミレトスに近づいたとも考えられる。それにこの時期には、ローデスのように非常に繁榮し、それによつて強力な軍事力を保持した都市は別として、ミレスまたエフェソスのような富裕な都市へディアドコイは自由・自治の保護の名目において近づいていった。しかし、小アジアに進出する以前のセレウコス王朝とミレトスの関係を考える場合、ロストフチエフの推論を十分に考慮する必要がある<sup>(6)</sup>。すなわち、ミレトスがその商業のために、小アジアを通過し、メソポタミア、イラン地域とその東方を結ぶ路線を重要な交易路とみなすとき、シリア以東のオリエントを支配下においていたセレウコス王朝と友好關係を結ぼうとしたことは容易に想像できる。それに、セレウコス一世の将軍デモダマスが、遠征してヤクサルテ

ス河を越えてトルキスタンに入り、そこでディデュマのアポロン神の祭壇を建立したというプリニウスの記述がある(Plin. N.H. VI 49)。このデモダマスが、先にあげたミレトスの都市決議文中にみえるデモダマスと同一人物であるとするならば、彼はミレトスからセレウコス一世のもとに派遣され、セレウコス王国の東方政策に貢献するとともに、ひいてはミレトスの東方交易を促進させるため活躍したのではないか。なお、セレウコス一世によつてインドのマウリア王朝の祖チャンドラグプタのもとに派遣されたメガステネスが、ミレトスの出身であったかどうかは不明としても、イオニア人であつたことを考え合せてみるとよい。<sup>(5)</sup> わらに、前二八八／七年、セレウコス一世はディデュマのアポロン神殿への奉納として、金銀の器物・ペルシアの手工芸品、それに多額の東方の乳香、没薬、桂皮、肉桂等をミレトスへ贈つてゐる(OGIS 214=Welles, R. C. no. 5)。その品々は東方物資を取扱うミレトス商人の好意をえたであらう。この直後であるうか、ミレトスにセレウコス一世とその妃アペマの像が建てられている。

このように、セレウコス王朝とミレトスの関係は、ミレトス領内にあるディデュマのアポロン神を通じて密接になつてゆく。このアポロン神の神託については古くからよく知られていたが、前三世紀以後において再び有名になつたのは、神の子としてのアレクサンドロスと彼のペルシア人に對する勝利の予言からであつた。したがつて、そこにはまたセレウコス王朝の場合も、ヘレニズム時代の王權の神格化ないし君主礼拝制が盛んになる風潮のもとで、アポロン神を王朝の祖神とみなしてゆく経緯をみてることがある。<sup>(6)</sup>

ところで、前二八〇年代に入つた時期の政情をみると、セレウコス一世、ブトレマイオス一世、リュシマコスは連合してデメトリオスに対抗しており、小アジア西岸では前二八九年にミレトスをはじめとするイオニアの都市連合が、リュシマコスの友人にしてイオニア諸都市の將軍なるミレトス人ヒッポストラトスのもとにおかれてゐる(Syl<sup>3</sup>。

368)。このヒッポストラトスがリュシマコスの部下であつたか、あるいは都市連合の側によつて任命された者か、不明ではあるが、リュシマコスはトラキアからイオニア地方に進出して、その都市連合を支配下にあるものとみなしだとおもわれる。このあと、前一八七〇六年デメトリオスがアテナイから小アジアに進撃した時、ミレトスはデメトリオスを歓迎した。しかし、彼はリュシマコスの子アガトクレスに攻められ、リュディアに侵入し、のちセレウコス一世を頼つていったことは、ブルタルコスが伝えてゐるところである (Plut. Dem. 46-50)。

このあと、先にあげたヒッポストラトスと同じ立場にあつたかと思われるソステネスの名が、リュシマコスよりプリュネにあてた書簡にあらわれてゐる (OGIS 12=Welles, R. C. no. 6)<sup>(8)</sup>。この書簡はプリュネとマグネシアが衝突した時、リュシマコスの援助を受けたプリュネが、その援助を称えてリュシマコスに送つた書簡 (OGIS 11) の返信で、前一八五年頃とされる。その文中、リュシマコスがプリュネに対しソステネス従うことを命じてゐることは、この都市がリュシマコスの支配下にあつたことを示すものである。それに、都市間の衝突は局部的戦闘とはいつても、当然そこにはリュシマコスの強い権限がみられ、前一八三〇年<sup>(9)</sup>のサモスとプリュネの領土争いに関して、リュシマコスは独裁者の立場を發揮している (OGIS 13=Welles, R. C. no. 7)。一方、ミレトスの場合、前一八六年ならばに前一八三〇年の一回にわたつてリュシマコスに納金を命ぜられており、その第二回目はミレトスの市民がクニドスから一一タランテンを借りていて (Milet I 3, Nr. 138)。このリュシマコスの強制は、軍費調達としての上納金であったか、または一般の貢納であったか、不明であるが、しかし別に先にデメトリオスに加担した科料として特に強制されたものかも知れない。この時期におけるリュシマコスの小アジア西岸に対する政策は、その地域を領土とみなす立場をとり、諸都市に対しても支配者として臨んでいたと考えられよう。また、それゆえ強圧的では

あつたが、都市間の対立を和解させ、それに支配上の便宜からとはいへ、都市連合を形成させて通商の効果をはかつていて。リュシマコスの小アジア諸都市の支配が絶対的であつたか、またある程度の自由を与えたか、についてそのいずれかを一概に述べることはできない。しかし、リュシマコスの利益に反する以外においては、都市の自由に干渉しなかつたとおもわれる。したがつて、またミレトスとセレウコス一世ないしブトレマイオス一世との関係がどの程度のものであつたかを推測することも困難である。

さて、セレウコス一世が小アジア西岸に進出した前二八一年に、セレウコス一世とアンティオコス一世は通名について、ニユサのプルート神殿の特権を許可する書簡をカリアの行政官ソパトロスに発している (Welles, R. C. no. 9)。これは多分コルベディオンの戦後、セレウコス一世の没時にいたる数か月の間にみなされる。

しかし、マケドニアを掌握せんとしてトラキアに進出したセレウコス一世は、そこでブトレマイオス一世の長子プロトマイオス・ケラウノスの手によって倒れた。その死去の報は王国の東方領域の支配を委ねられ、ティグリス河畔のセレウケイアを拠点としていたアンティオコス一世に直ちに伝えられたであろう。<sup>(4)</sup>ここに、アンティオコス一世は王国の単独支配者として君臨することとなる。この王は即位後の数年間、紛糾した内外の政情に煩わされ、王権の強化に苦慮した。しかし、その実情については判然としない。<sup>(4)</sup>ヘラクレイアのニュムフイスの記述を抜粋したメムノンによれば、「アンティオコスは多くの戦によって辛うじて、それも全部ではないが、父の王国を取り戻し、彼はパトロクレスの編成する遠征軍をタウラス越えに派遣し、その代理者にアスペンドス生れのヘルモゲネスを選んだ。この者は他の諸都市（ヘラクレイア以外）を攻撃し始め、またヘラクレイアを攻撃した」 (Mennion 15, 1)<sup>4</sup>、と非常に簡略に述べている。先にセレウコス一世の霸権を認めなかつたヘラクレイア、ビッニア、カルケドン他、ポントス王国を

も含めた北方同盟はプトレマイオス・ケラウノスと同盟し、それにまたアンティゴノス・コナタスも加わつてゐる。このアンティゴノス・コナタスの場合は、スペルタのアレウスがアンティオコス一世と提携し、アンティゴノス・コナタスの勢力をギリシア本土から締出をうとした理由からである。まことに北方同盟に對して、アンティオコス一世はパトロクレス、ヘルモゲネスを小アジア西方に派遣したのである。おそらくヘルモゲネスであろうか、メムノンによれば、ヘラクレイアとの友好關係を結ぶことに成功するが、しかしビッニア王、多分ジボイタスとの戰で敗退する。このためアンティオコス一世はシリアと正面切つて戦うことに決した。(Mennon 15, 2-3)。また、アンティゴノス・コナタスとの間にも戰が行われた(Mennon 18, 1)。一方、アンティオコス一世自身が小アジアに進軍であらなかつた理由は、「マリオンのアンティオコス頌徳」碑文にみられるシリアのセレウキスにおける反乱によるものであるとか(OGIS 219 ll. 4-7)。この反乱はセレウコス王国の軍事基地アベメアで起つたものとおもわれる。それに、前1180/79年、イオニア、カリアに進出してあたた普トレマイオス一世とも対待せねばならなかつた。たゞえば、シントスでは前1180/79年、アンティオコス一世をステファネフオロス(都市執政官)に選んでいるが(Syl<sup>b</sup>. 322)。前1179/80年にオドリュマイオス一世より土地の贈与を受け、友好と同盟の關係に入つてゐる(Milet I 3, Nr. 139 = Welles, R. C. no. 14)<sup>3</sup>。それに、シントスの他、ハリカルナッソス、シモンディスもプトレマイオス一世の勢力下に入つたものと思われる(SEG I 363)。このあと前1178年、ガラティア人のギリシア本土、小アジア侵入に際して、アンティオコス一世とアンティゴノス・コナタスは和解した。なお、「イリオンのアンティオコス頌徳」碑文(OGIS 219 ll. 7-12)にみえる戦争と平和が、アンティオコス一世対アンティゴノス・コナタスの關係か、あるいはターンの主張するように対普トレマイオス一世の關係か、については不詳である<sup>4</sup>。

このあと、アンテ・オロスはタウラスを越え、諸都市に平和を与え、彼の王国を更に光栄あるものにした（OGIS 219 ll. 12-15）という表現は、シニア王ニコメデスと同盟してトロキアより小アジアに侵入したガラティア人に對する。前一七五年頃テュアティラでアンティオロス一世が象隊を用いて戦勝し、それによつてのちにソテル（救済者）と称された（Appian. Syr. 65; OGIS 233 l. 2 他）ことを指すものであらうか。このイリオンの碑文はアンティオロス一世を称えてくるが多々、彼に向つて不利な表現を避けているのはいづれ、そこには都市の平和とトナティオロス一世の政権が安定したことと述べてゐる。そして、イリオンはアンティオロスの勇氣と彼の友人、軍隊の獻身に感謝し、王国の正常化の前後において、市民はアンテ・オロスのために全ての神々に祈りと供犠をなした（OGIS 219 ll. 16-19）。したがつて、「マラソンのアンテ・オロス頌徳」碑文の年代は、ほぼターンの指摘するよう前に前一七五年頃である。<sup>(3)</sup> こうした都市によつてくニーバム君主に捧げられた贊美は、あながち王權への追従ばかりではなく、王と都市の両者の利益が一致した場合、ことに異質の文化を持ち、野蛮と考えられていたガラティア人の侵入を阻止したアンティオロス一世の場合、アレクサンドロスの東征と同一に論じられないにして、頌徳される理由があり、王權と都市の間に両者の提携という微妙な関係がみこだやれる。

- (1) W. W. Tarn, CAH VII p. 77; B. Niese, Geschichte der griechischen und makedonischen Staaten seit der Schlacht bei Chaeronea I (1893) S. 352 A. 4; H. Bengtson, Strategie, I S. 194 A. 4.
- (2) H. Bengtson, Griechische Geschichte (1969) S. 386.
- (3) M. Rostovzeff, Hellenist. World, p. 139.
- (4) ibid., p. 174.
- (5) W. Schmid u. O. Stählin, Geschichte der griechischen Literatur, 2 Teil, Bd. 1 (1919) S. 227.

(7) (6)

M. Holleaux, Études d'epigraphie et d'histoire grecques, III 2<sup>e</sup> Édition (1968) p. 100 sqq.  
井上一、大牟田章「画氏の前掲論文」共に大牟田章「君主崇拜——ハーリハーマ時代を中心としたトーレー」世界歴史2・人文書院（一九六六年）三七九頁以下。

なれば、セレウコス王家とアポロノン神の関係をたどりた伝説について少し付註してみる。たとえば、ティオドロスによると、前二二一年のガザの戦いでセレウコス一世のペシロノン獲得に際して、兵士を勇氣づけるため、かつてセレウコス一世に彼が王となるアランキダイの神託が下されたらしい。さらに彼が主導権を得ることをアレクサンダロスが枕頭の夢に現われて予言した、と述べている（Diod. XIX. 90, 14）。また、アポロノスによれば、アレクサンダロス存命中、セレウコス一世に下されたディオドロスの神託は、彼にアントニヌスがれど、にわかかわら後にトラキアに渡った時、彼はアトレマイオス・ケラウノスに暗殺され、神託が的中したことに触れてくる（Appian. Syr. 56）。一般にアジアの王国創建者としてのセレウコス一世にまつわる伝説について、ティオドロス、プルタルコス、アピアノス、イウスティヌスの記すところは、一つはオリエントの支配者として登場したこの王に対して、バビロンを舞台とするもの、他はギリシア人ないしギリシア諸都市との連係を意識して、アポロノン神託の効力を宣伝し、同時にこの神を祖神たらしめたとするもので、これもアレクサンダロスの後継者たることを強調し、大領土の支配者となることを予告したものである。そこからみられる記述は、すべて同一の原典に由来するものでなかろうが、しかしティオドロスの場合、その記述はティアドロイ史の重要な典拠とされるカルディアのヒュロニムスの記述に依拠しているといふが、なぜかセレウコス一世の伝説はヒュロニムスに求めたとみてよいであら。オリエントにおいて、アレクサンダロスの後継者とする予言が流布してゆくのは、前二二一年以後であろう。また、アポロノン神との結びつきを急速に、かつ積極的にねじ進めていったのは、アンティゴノス・モノフタルモスの勢力の崩壊とセレウコス一世の勢力が増大してゆく前二〇一年以後のことと考えられ、本文中にあげた諸史料 OGIS 212 II. 14-15; 214; 219 からみてかがえよう。おおいん、セレウコス一世以後も、セレウコス王家の諸王の神格化などおととトジトのギニア諸都市に対する政策上からみて、ティオドロスとアピアノス・モノフタルモスの勢力の崩壊とセレウコス一世の勢力が増大してゆく前二〇一年以後のことと考えられ、本文中にあげた諸史料 OGIS 227=Welles, R. C. no. 22; OGIS 237)。また、ティオドロスとアピアノス（Appian. Syr. 56）ならびにイウスティヌス（Iust. XV 4, 3）の記述を比較すると、後の両者には、セレウコス一世が母を通じてアポロノン神から錆の紋様のある指輪を贈られたといふ。アントニヌスの記述には見当らない、おそらく伝承系統を異にする脚色された物語が挿入されてくる。セレウコス王朝後代には、その

- 述説に因んだ紋様が同王朝の他の繋りの特徴をあらわす象、勝利の女神リケ、獣等の像などに秤量に使用されたことがよく知られる。R. A. Hadley, Hieronymos of Cardia and Early Seleucid Mythology, *Historia* XVIII 2 (1969) p. 142 ff.; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 454, plates LIV : LV; Welles, R. C. P. 108; Stähelin, RE. IIA 1232.
- H. Bengtson, Strategie, I SS. 180, 215; D. Magie, Roman Rule in Asia Minor, p. 921.
- (9) (8) 井上「前掲論文」(大日本書院『歴史研究』)、長谷川元「H. Bengtson, a. a. O., I S. 215 ff.; D. Magie, op. cit., p. 921.
- (10) A. H. M. Jones, The Greek City, p. 108; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 139.
- (11) Welles, R. C. nos. 6-7; D. Magie, op. cit., pp. 93, 924.
- (12) Welles, R. C. PP. 55-56. 本稿15頁註(2)参照。
- (13) アントニオパキリカはヤンカラス一世在位中に共同統治者として、エウフラテス河以東の支配を認められた。彼が東方に趣く理由として、ペルシヤ人、トロイア人は有名な挿話を伝えていた。それは、先にヤンカラス一世がデメトリオスの娘ストレーリケを娶り(本稿17頁)、一子を儲けていたが、アントニオパキリカに恋慕し、一人大いに煩悶した。その恋を見抜いた医師エラシストラトスは、婉曲的にセレウコス一世に伝えたといふ。この王は後継者たる息子アントニオパキリカの結婚を許し、兩人をエウフラテス河東方の統治者とした(Plut. Dem. 31; Appian. Syr. 59-62, cf. Memnon 12, 1; Paus. I 16, 2)。この時アントニオパキリカ一世は三十九歳である(アントニオパキリカ)。やがてトロイア人によれば、ヤンカラス一世は、その結婚と両人の上部諸州(エウフラテス河東方)の統治につれて、軍隊を前に「私が諸士に課す法は、ペルシトマ他民族の習慣にあらず」といは常に正當なりといふにして共通な法である。これに答へて軍隊はアントニオパキリカの後継者の手に、ヤンカラス一世は最も偉大な王であり、父なりと叫んだといふ。このトロイア人の記念が、アントニオパキリカの頭部の記念碑であることは疑いなかつ( E. Meyer, Blute und Niedergang des Hellenismus in Asien, 1925, 117)。次の方を用ひたので、その頁数をあげておき F. Altheim und J. Rehork, Hrsg., Der Hellenismus in Mittelasien, 1969, S. 46 A. 55. 村田数丸「富善大訳「希臘主義の東漸」昭和十七年。」(矢田真弓著) 111頁)。たゞ井上「ヤンカラス王朝」(東波講座世界歴史2・古代2' 11115頁以下)

参考。また、そこには由来マケドニア軍隊の権限に対し、ディアドヨイの王権の上昇過程をみてとることがである（マケドニア軍隊については、井上一「「くニズム時代の誕生とマケドニア王国の意義」、史學雑誌六四編九号（昭和三十年）五八頁以下、「古マケドニア王国、アレクサンドロス帝国に於ける王権と王国」歴史学研究二二九号（一九五九年）一八頁以下。大牟田章「アレクサンドロスとヘレニズム世界」岩波講座世界歴史2・古代2、一四七頁以下）。こうした事情のもとに、アンティオコス一世の東方統治が始まるのは、前一九四年、その根拠地をティグリス河畔のセレウケイアに置いたものとされる（H. Bengtson, a. a. O., II, 1963, S. 80）。また、ターンも指摘するように、王国の東方支配の強化は前一九三四年ごろ、サカ族の侵入に対処するといった理由であった。すなわち、ローランド・マリ、オクソス河畔のタルミタのアーナクサンドレイアがサカ族によって破壊されたのを、アンティオコス一世はアンティオケイアとして再建した（W. W. Tarn, Hellenistic Civilisation, 1952, P. 152）。たしかに、東方植民地の建設あるいは再建が、多くアンティオコス一世に帰せられるが、その重要な時期は前一九四〇年—一八一年の間のことである。アントニオコス一世の東方植民地建設についE. Meyer, a. a. O., F. Altheim und J. Rehorik, Hrsg., a. a. O., S. 37 ff.; V. Tscherikower, Die hellenistischen Städtegründungen von Alexander dem Großen bis auf die Römerzeit (1927) S. 165 ff. ヤクサルテス河を越える遠征の將軍には、デモダマスがあつたとアリストクレトスは述べてゐる（Plin. N. H. VI 49 本稿一八頁）、またターンの見解に従えば、デモダマスのあと、カスピ海の調査を報告したペトロクレスがバクトルニア地方の軍司令官に任命られてゐる（W. W. Tarn, Tarmita, JHS LX 1940, p. 92 ff.; Alexander the Great II p. 19）。このペトロクレスはのちアントニオコス一世の命によつて、小アジア北方のシッキア攻撃をねこなつたペトロクレスと同一人物であらう（本稿二〇頁）。拙稿「古代ギリシト・ローマの地理学史上におけるカスピ海の問題」人文論究第十八卷一号、五六六六頁参照。なお同拙稿六六頁、註(6)の五行目にペトロクレスが「セレウコスの没後、アンティオコスの配下にあってヨハリトの知事であつたかどひか」の文中にねこい「……ヨハリトの攻撃をねこなつたかどひか」という表現の誤りがあらじとある、ここで付記しておく。

また、アンティオコス一世はオリエントの支配者として、バビロニアのエサギラ Esagila とエゼイダ Ezida の神殿を復興し、前二八年以後のオリエント側からの史料によれば、ネボ Nebo 神を称え、「今はアンティオコス、大王、ペジロの王、普し国々の王、エサギラとエゼイダ神殿の創建者、セレウコスの嗣子、マケドニア人、バビロンの王なり」と云ふ

- (1) ハラハル・セレヌス王の伝統による表現を用いていふ。J. B. Pritchard, ed., *Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament*, 1950, p. 317。アントニオ・ローラーの東方支配の事情について別稿に譲りたいが、たゞ彼の体験によるシット콤の如きの自が流れでこだらへじるのみ。<sup>15)</sup> ハラハルは対する嫉妬が深かつたことは否定でもないであつて (E. R. Bevan, *The House of Seleucus*, I, 1902, p. 74)。トント・ヤコバ一世の母、すなはちペタバネスの娘、ペトマの王室妃16) に至つては、即位中、異端多きが、前111四年のトント・ヤコバ一世の妻の集団結婚によつて、ヤン・ハロバ一世の娘としてたゞが確かであつて、アリヤン、アナブ、アレクサンドラ、アレクサンダーの娘の後嗣、ペトマの娘スレトナリケを娶つて、彼の母は姫として記述される。アリストテレス(本篇一八頁)から知る所によれば、トマヤニヒトヲ Wilcken, RE, I, 2, 2662; G. H. Macurdy, *Hellenistic Queens* (1932) p. 77 ff.; J. Seibert, *Historische Beiträge zu den dynastischen Verbindungen* (1967) S. 46 ff.

(2) W. W. Tarn, *The First Syrian War*, JHS XLVI (1926) p. 155 ff. : CAH VII pp. 99 ff., 701 ff.; W. Otto, *Beiträge zur Seleukidengeschichte* (1927) S. 17 ff. 諸事件の年代について、各々異なる解釈があるが、それは別論。歴史的年代について、前111年と110年との間の何年かある間と論議される。やまとひここと D. Magie, op. cit., p. 926. “”<sup>17)</sup> と記載された大抵の記録は、ibid., p. 883; Welles, R. C. P. 74 等の如く。S. Smith, *Babylonian Historical Texts* (1924) p. 150 ff. に発表されたトント・ヤコバ一世の年代記録 (B. M. 92689) よると、前110年と111年との間に W. W. Tarn と W. Otto の見解の相違がある。

(3) W. W. Tarn, JHS XLVI p. 157.

1000

しかし、アンティオコス一世が支配体制を整え、王権を強化してゆく時、王に対する都市の立場はどのようなものであったか、次にアンティオコス一世時代の事例を取上げてみたい。

ところで、「槍によつて獲得した領土」を支配する王にとって、小アジアにおける旧来の神殿領、豪族領はセレウコス王朝の宗主権のもとに王領とみなし、畢竟、領土は大略して王領と都市領に区別されていたようである。それ

に、王はしばしば個人また旧来の都市や新設都市に、王領の一部を下賜なしで売却し、そうした土地を都市という明確な自治体の管轄下におき、小アジアの伝統的な神殿その他の勢力を極力排除して、国内のヘレニズム化、つまり社会的・経済的に統一を欠いた行政組織の弱体面の強化を計っている<sup>(1)</sup>。以下あげるアンティオコス一世より「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」碑文（OGIS 221=Welles, R. C. nos. 10-13）は、のちアンティオコス二世時代のラオディケへの王領地売却の王令<sup>(2)</sup>碑文（OGIS 225=Welles, R. C. nos. 18-20）とともにセレウコス王朝における小アジアの土地制度に関する名高い史料であるが、ここではその問題は別として、王と都市の関係について考察してみたい。

「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」は、現存碑文中、セレウコス王朝時代、初めて王領を都市へ移管することを命じた記録で、その年代は前二七五年頃<sup>(3)</sup>とされる。このイリオンに建立された碑文全体の構成は四部分からなっている。その第一、二、三、四の部分は、アンティオコス一世が小アジアのストラテゴスであるメレアグロスに命じて、アリストディキデスに王領を下賜し、その下賜地を都市に移管することを伝達したものであり、第一の部分はメレアグロスよりイリオンに対し、アリストディキデスが下賜地をイリオンに移管する旨希望しているゆえ、都市側で移管を受入れることを決議し、都市領とするよう要請したものである。そこで、問題とする第三、四の部分は、アリストディキデスの身分を尊重し、また公表すべしものとして、王からメレアグロスに宛てた書簡とみられる。その第三の部分の文中、下賜地を「王領内のうち同盟にあって彼（アリストディキデス）の欲するいかなる都市へでも移管できるよう許可すべしこと」<sup>(4)</sup>とあり、第四の部分の文中には「先にわれわれが書き送った書簡と同様に、われわれの同盟にあって、アリストディキデスが欲するいかなる都市へでも移管するよう彼に許可すべしこと」とある。この両

方を比較するとき、後者には「王領のうち」という表現が見当らない。しかも、そのような語句が、他の同類の諸史料にはなく、いかに解釈すべきか、そこぶる困難な問題である。<sup>(6)</sup>しかし、後者の書簡は、アリストディキデスに与えるべき下賜地が先にアテナイオスに譲渡されていたゆえ、再び王がメレアグロスに命じて、下賜すべき代替地を検討して与えるよう指示したものであるから、第三の部分に当る書簡より日時のずれがあることを考慮すべきである。したがつて、後者の書簡では「王領のうち」という表現が省略されたのかも知れない。ところが、第二の部分では、王がメレアグロスに対して、アリストディキデスに下賜した土地をイリオン、ないしスケプシスに移管するよう命令している。この書簡はおそらく公表すべき性格を持たない、王からメレアグロス宛の私信であろう。<sup>(7)</sup>というのは先に述べたように、アリストディキデスを意識して書いた書簡では、いかなる都市へでも移管することが許されているのに、王の代官たるメレアグロスに対しては、移管すべき都市を限定して命令しているのである。しかし、そこには下賜地であるミュシアのペトラ近傍の土地がイリオン、ないしスケプシスに隣る土地であるがゆえに、そのいずれかに移管することが妥当である、という意図が含まれていたのであろう。それゆえ、アリストディキデスはイリオンを選んだとみられる。

さて、「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」碑文からみて、イリオンまたスケプシスがアンティオコス一世の同盟市であったことは明らかである。それに、イリオンの場合、王の代官メレアグロスから下賜地を都市に移管するよう要請されたことは、同盟という表現が用いられながらも、スケプシスとともにセレウコス王国領内に存在する都市とみなされて、王の権限下、また強制力のもとにあることを前提とされ、その中で都市の自由・自治を承認されたと考へられる。<sup>(8)</sup>ロストフチエフによれば、王国内の全ギリシア都市は同盟と呼ばれることがあって、それが都

市側からの好意 (*esgavea*)、友好 (*amicitia*) によるものとはいえ、同盟という表現は後にローマ人が用いた *Socii* といく分か似ており、同盟都市の何者もいかなる特権をも所有する意味を持つものではない、と指摘している。<sup>(9)</sup>

次に、アンティオコス一世治下、キュジコス近くの王領地の一部を、この王の最初の王妃であったとおもわれる一女性ラオディケに売却した記録である「ラオディケへの王領地売却の王令」碑文中、問題とする箇所を引用してみると、その土地は「彼女が欲するいかなる都市へでも移管する権限が彼女に与えられる」、なお土地を「彼女から買取あるいは譲渡された者は……もしラオディケが先にそれを都市に移管していないならば、その者が欲するいかなる都市へでも移管しうる」とある。ここには、「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」碑文にみられる同盟という表現が全く見当らない。とすれば、王と都市の間に同盟関係が解消されたのであろうか、という問題がおこつてくる。これを考察する場合、まず当碑文に刻された第五九年（セレウコス朝暦）ディオスの月十五日、すなわち前二五四年十月二日の日付をもつ時期の事情に留意する必要がある。というのは、アンティオコス一世は即位後、プトレマイオス一世と第二シリア戦争に入り、それによつてイオニアにおけるプトレマイオス一世の勢力を排除し、ミレトス、エフェソスの自由を回復している。第二シリア戦争の終結の年代については諸説があるが、前二五四年にはおそらく交戦も休止され、講和の交渉段階に入つたものとおもわれる。その条件の一つに、アンティオコス一世とプトレマイオス一世の娘ベニケとの婚約があげられたと予想される。ベニケの婚約が調つたのは十一、十二月頃で、興入は翌年四月半ばであった。<sup>(10)</sup> したがつて、その婚礼に先立つてアンティオコス一世の妃ラオディケは離婚され、王妃としてではなく、王家の一私人として低廉な価格で王領地を購入したのである。ともかくこの時期、アンティオコス一世にとって、緊張したプトレマイオス一世との対立関係も解れ、それにほぼ小アジア西岸一帯を支配下においたことは、殊更

に意識して、小アジア諸都市に対する同盟という婉曲的な表現を必要とする、ラオディケあるいはその他の者であるうと、王領地を譲渡された者は、その土地をいかなる都市、すなわち常に王の権限下にある小アジア西岸一帯の都市に移管し得るものとして、命令したと考えてよからう。この点、アンティオコス一世の小アジア支配が、その西岸一帯に及んでいなかつたため、王の権限下にある都市に対しては、同盟という表現を用ひなければならなかつたことと比較することがである。

再び、アンティオコス一世について、王国の支配力を強化した彼に都市がどのような態度を示したかを、「アンティオコスを崇敬するイオニア諸都市連合の決議」碑文（OGIS 222）からうかがつてみる。この決議は前一六六（西暦）年に作成されたものである。そこには、イオニア諸都市がアンティオコス一世誕生日を祝して、アレクサンドロスを記念する祭典を範とした祭儀をとりおこなつていふこと、それにアンティオコス一世神殿の建立を提案しており、彼との子アンティオコスならびにストラトニケともども崇拜されていることを伝えてゐる。その中で「使節はイオニア諸都市が今後、自由と民主制を享有せんがためには、王はイオニア諸都市に心から配慮されるべくあり、それによつて諸都市は父祖以来、受け継いだ政体の存続を確保することができまことに勧めて申し、また使節は、そうすること（諸都市の政体の存続）によつて、王は諸都市に絶大なる恩恵を受け、また王は先王達の政策に忠実であられるであらうことと拝察申上げる」（OGIS 222 ll. 15-21）とある。ここでは、都市の自由、自治とは王の権力のもとに保証されるものであることを明言しておき、先王達とはアレクサンドロスはもとよりアンティオコスも指してゐるのであらうか（次の OGIS 223 と比較）、その王達の政策と同様に都市の保護を願つていふのである。

次に、「エリュトライへのアンティオコス書簡」碑文 (OGIS 223 = Welles, R. C. no. 15) をあげるが、このアンティオコスがアンティオコス一世か、おたアントイオコス一世かについては、従来、論議された所で、年代については不詳である。エリュトライの使節が都市決議によつてアンティオコスに敬意を表し、王冠を贈つて愛顧をえんとし、なお申出た請願に王は答えて述べる。「使節タルシュノン、ピュテス、ボッタスがいうに、貴市はアレクサンドロスとアンティゴノスのもとで自治にして免稅であり、それにわが祖達も常にそのために熱心であった。われわれはそれら政策が正しいとし、なお恩恵を与えることに躊躇するほど者でないゆえ、貴市の自治の存続に助力し、一切の諸税はいふに及ばず、ガラティカ（ガラティア人対策費）も免除するであらることを確約する」 (OGIS 223 II. 22-39) である。文中から察して厳密にいえば、このアントイオコス当時、エリュトライが課税されていたのを免除されたことになつたものか、あるいは從来免除されていた権利を再確認させたものか、不明である。しかし、アレクサンドロスとアンティゴノスの許では免税であつたとしているのに、リュシマコス支配の許では如何であつたかをふれていない。あとより、リュシマコスがセレウコス一世と敵対関係に入つたこともあつて、その名が挙げられていいのかも知れぬが、多分リュシマコスはエリュトライに課税していたのではなかろうか、ともおもわれる。ともかく、免税を云々する限りにおいては、都市は一般に王によつて課税されており、エリュトライが免税の特權を承認されたとするべきである。なお、諸税が免除されるところがあるが、一般にヘレニズム時代、王によつて課せられた貢稅の種類については、共通の方針がみられたとはいひきれないし、いわんやセレウコス王朝下の小アジア諸都市に対する課税の原則については、史料不足のために知ることはできない。<sup>(6)</sup> ただガラティア人対策費の免除とは、一般にヘレニズム時代の王達が軍費調達のために課した徵稅とは異なり、特にガラティア人に対する戰費の基金、またはガラティア人による略奪

を懷柔するための基金であつたとみられる。<sup>(48)</sup>

現存史料ではエリュトライのように免稅された都市の例は多くなく、僅かであるが<sup>(49)</sup>、そのような都市が自由であり、課稅された都市が従属都市であつたとはいきれない。おそらく、自由にして王と同盟関係にあるとされた都市の殆んどが、王によつて課稅されたものとおもわれ、エリュトライの場合は特別の例と考えてよからう。すなわち、都市の自由とは、独自の都市法によつて市政を運営し、王によつて城塞を置かれず、貢納も免除される、ということがヘルニズム時代、まことに理想的な状態であつたであらうが、そのような条件を満たす都市はごく例外と考えてよからう。

また、同盟都市といふる、都市内に起つた事件は、王に報告されたようである。すなわち、「バルギュリアのテオス称揚」碑文 (Syll.<sup>3</sup> 426) についてみると、この年代についてはまた問題のあるところであるが<sup>(50)</sup>、そこにはバルギュリアで紛争が起り、それを和解させたテオスからの仲裁者を称揚したもので、その結果についてのバルギュリアは都市決議を王に報告するため、特別の公使を派遣せんと欲し、同時に王に任命された代官であるアレクサンデロス (Syll.<sup>3</sup> 426 l. 46. 'Ἀλέξανδρος τὸν καταλεκτημένον διὸ τὸν βασιλέα') に報告すべしであつた。この場合、*καταλεκτημένος* とはベルギュリアにおいてではなく、サルディスにおける王の不在中の代官なし、すなわちストラテゴスとすべきであらう。<sup>(51)</sup> セレウコス王国の場合、王から都市に派遣された、いわゆるエピスタテスについては、ピエリアのセレウケイア (SEG VII 62=Welles, R. C. no. 45; Polyb. V 60, 1)<sup>4</sup> ハイギリス河畔のセレウケイア (Polyb. V 48, 12) のじとべ、シリア以東にはみられないが、小アジアではそのような記録はない。この点、たとえばプトレマイオス王朝が小アジアの都市にエピスタテスを置いたのと異なり<sup>(52)</sup>、セレウコス王朝下では、小アジア西岸の行政、軍事の中心がサルディスに置かれていたためであらう。

註(1)

E. Bikerman, Institutions des Séleucides (1938) p. 180 sqq.; M. Rostovtzeff, Hellenist. World, p. 493 ff.

(2)

D. Magie, Roman Rule in Asia Minor, pp. 138 ff., 1014 ff.  
碑文の文中に現れる地名トトナマタクの歴史年代に依拠<sup>アラビ</sup> Syll.<sup>3</sup> 410 1. 17.; H. Bengtson, Strategie, II S. 94 ff.; Welles, R. C. pp. 64, 67; M. Rostovtzeff, op. cit., pp. 493, 1444. vgl. W. Otto, Beit. z. Seleukidengesch., S. 23 ff.

cf. OGIS 220 ll. 6-7. H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff.

(3)

cf. OGIS 221 ll. 45-47. καὶ ἔσται αὐτῷ προσεγκασθεὶς τὸ δὲ μὲν βούληται πόλιν εἰς τὴν χώραν τε καὶ συμμαχίαν.

(4)

OGIS 221 ll. 71-73. ἔσται δέ καὶ προσεγκασθεὶς τὴν χώραν ἀριστοκρατηθεὶν πόλις οὖσα βούληται πόλιν εἰς

(5)

τὴν γῆμεράν συμμαχίαν, καθάπερ καὶ εἰ τὴν προτερον ἐπιτοκήν εγράψαμεν.

(6)

前註(3)に現れる文中の πόλιν εἰς τὴν χώραν τε καὶ συμμαχίαν の解釈<sup>アラビ</sup> M. Rostovtzeff, op. cit., p. 526.

は王領である都市の同盟なる都市の性格を指摘<sup>アラビ</sup>。一方 V. Ehrenberg, op. cit., p. 50, n. 1. vgl. A. Heuss, Stadt u. Herrscher, S. 177 A. 1 が両者を分けるのは間違<sup>アラビ</sup>。然る H. Bengtson, a. a. O., II S. 135 A. 2 は十分に比較<sup>アラビ</sup>史料を持たぬか<sup>アラビ</sup>、両者の法的立場を明確に断言<sup>アラビ</sup>。前註(5)にあげた πόλιν εἰς τὴν γῆμεράν συμμαχίαν と比較して考へる時、統一的な詔法から王の都市に対する不安定な関係を反映する事<sup>アラビ</sup>。

ふつし、この場合アントニオ<sup>アラビ</sup>一世の小アジア支配が、彼の登場期とは異ないに、1度<sup>アラビ</sup>確立<sup>アラビ</sup>される時期のみれば、<sup>アラビ</sup>の語は王の権限下にある領域を指すものではあるであらうか。すなわち、王の権限下にある領域内にあって、しかしこの間に現れる都市とする見方である。なお後註(8)参照。

(7)

Welles, R. C. P. 68.

トトナマタク一世がハントグローブ<sup>アラビ</sup>アリストテリヤ<sup>アラビ</sup>ト賜地を与えられた<sup>アラビ</sup>。それを同盟都市に移管<sup>アラビ</sup>され<sup>アラビ</sup>した<sup>アラビ</sup>。ハントグローブの権限が強<sup>アラビ</sup>。H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff. によれば、小アジアにおける軍事面を中心とした王の不在時の代官<sup>アラビ</sup>すなはちその呼称としてのハントグローブの任を帯び、軍事拠点サルティスにあつた<sup>アラビ</sup>。この時は第一次シリア戦争の時期<sup>アラビ</sup>、トトナマタク一世はシヨンにいた<sup>アラビ</sup>と考えてもかねば<sup>アラビ</sup>。E. R. Bevan,

トトナマタク一世と小アジアのギリシア都市

The House of Seleucus, I pp. 151, 324 ff. ザ、ヤンカニクヒ朝のチャルマベニヌトトマスの懲罰を取へるに據擄コトヌル。ルセウス朝 H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff. ゼ、ヒの代官の例ノレ。メントハロスの詔ノツムヒ ハニク (OGIS 219 1, 12; Memnon 15)、ヘントハロスのホムトノムキハニク (Euseb. Chron. I 151 Schoene; Syll<sup>3</sup> 426 1, 46; OGIS 229 1, 101) 繼続の参照。ホドトノトマロス 1世の極前のトカイナス (Polyb. V 57, 4, 8; 77, 1)、ゼガムのヤムキス (Polyb. XXI 16, 4; XVI 24, 6)、ホドトナスハトロス (OGIS 224 = Welles, R. C. nos. 36, 37) ゼガムのアムカム、ムカガス。ゼガムは現存史料では、ヘントハロス 1世以後、カハリバベジハヒの記録所が記載してゐる。OGIS 225 II. 24-25. Welles, R. C. p. 98; E. Bikerman, op. cit., p. 209. トノル・ハロス 1世ムセトシトアシト諸都市との関係について、大田升「ヤンカニクヒ朝の表題人物」ノハルヘトマロス 1世の場合一」(西洋史序七九号) (昭和四二年) 五八頁以下。

M. Rostovtzeff, op. cit., p. 526.

Welles, R. C. p. 92.

(1) W. Otto, a. a. O., SS. 3 H., 28 ff. 始前 153 年ノ母ノヌモ W. W. Tarn, The Struggle of Egypt against Syria and Macedonia, CAH VII p. 713 ff. せ前 153 年ノヌモ cf. É. Will, op. cit., p. 208 ff.; D. Magie, op. cit., p. 931 ff.

(2) 葉野藏之祐「五十史新考」ギリシア史の研究 (昭和 15 年) 八七頁以下。

(3) ハカルベスの購入地の面積については不明であるが、カヘントトノトマロス 1世がヨタナ市く土地を銀ノリコタハハトマスで売却、なほその他に五〇タラント以上を要求した例 (OGIS 335 II. 132-134) の比較や記述。ハカルベスの購入したアシト西岸の沃地が、銀ノリコタハハトマス非常に廉価で、離婚の代償の 1 ミルノ贈与に等しいものと見受けられる (Welles, R. C. P. 96 ff.)。他に、ハカルベスく「ヨンヒン河へヨナ地が譲渡された」と見る記載がある (Lehman-Haupt, Zeitschrift für Assyriologie, VII 1892, S. 33; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 494)。

(4) 井上「前掲論文(西洋史序 15 号)」111 頁。

(5) 文中「ムセトシトノトマロス 1世の子トマス (OGIS 222 II. 33, 39) リスコム」トノル・ハロス 1世の子トマスホロスだ。父の共同統治者ひないだのぞ。ヌムミ前 146 年頃と推定され、トノル・ハロス 1 世の死後も続へんなどある。vgl. H. Bengtson, a. a. O., S. 83 A. 1.

- (6) ルの臣隸などいふトザ D. Magie, op. cit., p. 928 之處かレ羅浮神の眞跡や祭儀のルム。D. Magie エトハレキハ  
主體ビルテラ。ルセ提ニ W. W. Tarn, Alexander the Great II p. 211 索引表アリ。M. Rostovtzeff, op. cit.,  
p. 528 エトハレキハルサ[主體]CAH VII p. 179 エトハレキハルサ[主體]ルテスルア'異なルム注脚)。  
E. Bikerman, op. cit., p. 148; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 525 ff.
- (7) A. H. M. Jones, The Greek City, pp. 108, 318 n. 24; R. B. McShane, The Foreign Policy of the Attalids of  
Pergamum (1964) p. 39 n. 25.
- (8) メノウロス王廟トのエトシトドガ、ヒニルレニア外ヌレウス、ヤンカラバ[主體]のクム・ルナの窓 (OGIS 228 1. 7)  
ノ相モアリ知ルレトス。
- (9) H. Bengtson, a. a. O., II S. 102 A. 1 お前[イ]C〇一前[イ]K一母' エヌル前[イ]C〇年' E. R. Bevan, op. cit.,  
p. 327 ば前[イ]K一母' 云後ルア。タル Syll<sup>3</sup>. 426 ll. 22-23 之ガルトハルタイオロス・ホルムトアル。現存碑文ガ、トハル  
ヘカルト世在位中のものノ疑ルレテ限ル。種申だせばガルトハルタイオロス・ホルムの語が見出ルムハルトノ注脚。  
ノ公職だあれ。
- (10) 諸碑文にみるトノクチャニロスガ、王家の一族であるトノクチャニロス人物ドウルムルズ (Euseb. Chron. I  
151 Schoene), 彼はカルトベを拠点としたル都城ム。OGIS 229 1, 101; E. R. Bevan, op. cit., p. 327; H.  
Bengtson, a. a. O., II S. 99 ff.; Welles, R. C. p. 134, cf. M. Rostovtzeff, op. cit., p. 527; W. W. Tarn,  
Hellenistic Civilisation. p. 144; A. Heuss, a. a. O., S. 32 A. 1.
- (11) M. Holleaux, op. cit., p. 253 sqq.

## 四

ルス、トハルタイオロス一世の晩年、エトジアにおける政情ドウルムルズ、トハタロス一世ガカルトベス近ヘドトハルタイオロス一世ノ命滅シ、戰勝したルの  
關係だあれ。カルタゴノリヨレバ、トハタロス一世ガカルトベス近ヘドトハルタイオロス一世ノ命滅シ、戰勝したルの

み伝えてゐる (Strab. XIII 4, 2)。また、それに関するには、おそらくエウメネス一世の戦勝を称揚したとおもわれる碑文断片 (Inscriften von Pergamon, Nr. 15) にみられるが、いざれにしても両者の確執の理由は定かでない。それで、およそ前一(十六)一年を下る年代とみられるの戦闘が、エウメネス一世とペトロマイオス一世の同盟成立について引起されたとする主張と、それに対し最近では、むしろ同盟関係それ自身によるよりも、傭兵による兵力を確保したエウメネス一世が、アンティオコス一世の攻撃に単独で対抗したか、またそれとは別に、エウメネスがそのような兵力を保持するがゆえに、アンティオコス一世の没後、その一子によるセレウコス王朝の王位継承争いの一方に加担したとする見方もある。<sup>(1)</sup> ともあれ、エウメネス一世の兵力増強は傭兵の反乱からも知られ (OGIS 266)、それに先立つてペルガモンではセレウコス一世像の鋳貨の発行を止めていたとみられる。そこには、アンティオコス一世の晩年から没後にかけて、セレウコス王朝から、エウメネス一世によるアッタロス王朝の独立の傾向があつたことを見逃すことはできない。

最後に、セレウコス王朝が小アジア支配を強化する理由を顧みると、ロストフチョフは、特に沿岸の諸都市を掌握することによって、その王国にもたらす価値を六項目について指摘している。<sup>(2)</sup> すなわち、それを概括すれば、政治・軍事上の見地から国際的威信を高揚すること、そして経済的にはミレトス、エフェソス、スマユルナのひとと/or>国際商業都市を通して、ギリシア人世界と交易をより促進し、また諸都市の支払う一定の収益の確保と諸都市の資本を期待すること、等である。たしかに、セレウコス王朝が小アジアを支配した期間を眺望するととも、事実そのような目的をもつて政策を進めており、ロストフチョフの指摘する通りで、異論の余地はない。しかし、そこにはセレウコス王朝と小アジア

諸都市の問題を詳細に立入つて考察するとは述べていなが、アンティオコス一世以後、アンティオコス二世に至るまで、全体的にみたセレウコス王朝の政策の特徴を取上げるに止めていた。それゆえ、アンティオコス一世以後、変動するヘリズム世界の国際関係のなかで、個々の王がいかなる態度をとったかといふ、その詳細をたどることもセレウコス王朝史研究において無意味ではなかつた。ゆとり、アンティオコス一世とアンティオコス二世の小アジア諸都市に対する政策は大差ないにして、<sup>(3)</sup> アンティオコス二世時代によく知られた行政・経済機構の問題はもとより、必然的に付きまとつたアトレイオコス王朝、アッタロス王朝の関係やそれら王朝との政策の相違、さらに重要な問題として、のちしろいに尖鋭化していく対ローマ関係を無視するにあたつた。それについて本稿に迫つて取上げるにあつた。

- 註(1) D. Magie, Roman Rule in Asia Minor, p. 733; R. B. McShane, The Foreign Policy of the Attalids of Pergamum, p. 45.
- 註(2) M. Rostovtzeff, Hellenist. World, p. 52 ff.
- 註(3) D. Magie, op. cit., p. 927 ff. これに G. Corradi 著『西亞の諸都市』によれば、セレウコス王朝の小アジア諸都市の闇に於いては、K. M. T. Atkinson, The Seleucids and the Greek Cities of Western Asia Minor, Antichthon II (1963) pp. 32-57 を参照。(筆者未観)